

広島県告示第四十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十五年一月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定介護予防サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	介護予防サービス事業を廃止した事業所	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人安芸太田町社会福祉協議会	社会福祉法人安芸太田町社会福祉協議会	山県郡安芸太田町中筒賀二八〇二番地五	安芸太田町社協通所介護事業所「ひまわり」	山県郡安芸太田町中筒賀一六三四番地	介護予防通所介護	介護予防通所介護	平成二四年一月三日